

## 答 申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した児童手当法(以下「法」という。)の規定に基づく児童手当支給事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長(以下「処分庁」という。)が令和4年10月31日付けの児童手当支給事由消滅通知書により請求人に対して行った児童手当支給事由消滅処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

離婚調停中であり婚姻費用14万円の分担を求められている。理由として、子供がいることが金額に反映されており、離婚までは、手当を支給される立場にあると考えている。

令和〇年〇月〇〇日に調停離婚が成立したため、同月〇〇日までには扶養の義務があり、金銭的にも同様である。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 3月18日	諮問
令和6年 6月14日	審議（第89回第1部会）
令和6年 7月25日	審議（第90回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 手当の受給資格

ア 法4条1項1号は、手当の支給要件について、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものを対象とすると規定している。

イ 法4条4項は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父又は母と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父又は母によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすとしている。

「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」(平成24年3月31日付雇児発0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)第2・1・(6)によれば、「すなわち、離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、当該同居している者を支給要件に該当する者として取り扱うものであること。」とされている。

ウ 「児童手当Q&A集（令和4年7月19日版）」（内閣府子ど

も・子育て本部児童手当管理室作成)(以下「Q & A集」という。)  
問6-3は、離婚協議の有無の確認については、申請者が離婚の意思を配偶者に対して表明した時点で判断することとなっている。

エ Q & A集問6-4は、「同居優先」が適用される、離婚協議中で別居している事実について確認する書類として、離婚協議申し入れにかかる内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書以外の書類であっても、少なくとも一方に離婚の意思があり、相手方にその意思が表明されていることが客観的に確認できる書類であれば、離婚協議中であることを確認できる書類として取り扱って差し支えないとしている。

## (2) 支給単位

法6条1項は、手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とするとしている。

## (3) 認定

法7条1項は、手当の支給要件に該当する者（以下「一般受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないとしている。

## (4) 支給の開始・終了

法8条2項は、手当の支給は、一般受給資格者が法7条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとしている。

## (5) 受給・支給事由の消滅

ア 児童手当法施行規則（以下「規則」という。）7条1項は、手当の受給者は、手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、市町村長に届け出なければならないとしている。

イ 規則10条は、市町村長は、手当の受給資格についての処分を行ったときは、文書で、その内容を手当の受給者に通知しな

ければならないとしている。

ウ 「市町村における児童手当関係事務処理について」(平成27年12月18日付府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)22条は、受給事由消滅届の提出がない場合においても、支給要件を具備しなくなったことが明らかで、公簿等によって手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権により支給事由消滅についての処理をすることができるとし、その職権で行うことができる場合として、同条2号で、法4条4項(1)・イの規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合を挙げる。

(6) 局長通知、ガイドライン及びQ&A集の位置付け

局長通知及びガイドラインは、いずれも地方自治法245条の4に規定する技術的な助言に当たるものであり、法の解釈運用指針として合理的なものと認められる。

また、Q&A集の解釈及び取扱いは、法を適用する際の指針として一定の基準を示すものであり、法の規定の趣旨を逸脱することのない、合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

(1) 事実の整理・認定

ア 処分庁は、令和4年9月22日(先行請求日)付けで前配偶者からの手当の認定請求(先行請求)があったことから、請求人と前配偶者とが離婚調停中であることを確認した。このことを証明する書類として前配偶者が提出した先行証明書は東京家庭裁判所により同月26日(証明書発行日)に発行されたもので、事件係属年月日(離婚協議係属日)は同年3月2日であった。

イ 処分庁は、前配偶者を本児に係る手当の支給対象者であると

認定した上で、令和4年10月31日に同月分の手当から前配偶者に支給することを通知した。その結果、請求人への支給事由がなくなったものとして、先行証明書の発行日と同日である「令和4年9月26日」を請求人への支給事由が消滅した日として本件処分を行った。

## (2) 審査会の判断

離婚協議中である父母が別居している場合には、児童と同居している者が手当の支給要件に該当する者として取り扱われることとされており（1・(1)・イ）、当該事実を確認する書類は、少なくとも一方に離婚の意思があり、相手方にその意思が表明されていることが客観的に確認できるものとされている（同・エ）。

本件では、前配偶者から令和4年9月26日付けの先行証明書が提出されており、遅くとも同日までには請求人と前配偶者は離婚協議中であつたと認められる。また、先行申立書等によれば、本児と同居しているのは、請求人と別居する前配偶者と認められる。

そうすると、令和4年9月26日には本児と同居しているのは前配偶者であるといえるため、請求人を手当の支給要件に該当する者と取り扱うことは相当ではない。したがって、手当の支給事由消滅日を「令和4年9月26日」、同消滅理由を「監護しなくなったため」として処分庁が職権で行った本件処分は、法令等の定めには則ってなされたと認められ、違法又は不当なものということとはできない。

## 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、請求人の離婚調停が成立したのは令和〇年〇月〇〇日であり、婚姻費用14万円の分担を求められているから、それまでの間は手当を受給する立場にあると主張している。

しかし、婚姻費用の分担は手当の支給に影響するものではなく、令和4年9月26日をもって請求人への手当の支給事由がなくなったとして行われた本件処分に不合理な点は認められないのは、上記2・(2)のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實